

埼玉県朝霞県土整備事務所技術審査会設置要綱

(目的)

第1 埼玉県朝霞県土整備事務所が発注する工事等に総合評価落札方式を適用するに当たり、その審査の公正を期するため、技術審査会を設置する。

(所掌事務)

第2 技術審査会は、総合評価落札方式の適用に当たり、次に掲げる事項を審査し、決定する。

- (1) 埼玉県総合評価小委員会に諮る落札者決定基準(総合評価のタイプ、選択評価項目の選定等)
- (2) 落札者(落札候補者)の決定(総合技術センターが審査した技術資料の最終評価)
- (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 朝霞県土整備事務所 所長
- (2) 副会長 朝霞県土整備事務所 副所長(技術)
- (3) 委員 朝霞県土整備事務所 施工監理主幹
朝霞県土整備事務所 道路部長
朝霞県土整備事務所 担当部長(道路相談)
朝霞県土整備事務所 担当部長(254BP整備)
朝霞県土整備事務所 担当課長(工事を所掌する担当課長)

2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(運営)

第4 会長は、技術審査会を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 技術審査会は、過半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

4 会議は、非公開とする。

(事務局)

第5 事務局は、埼玉県朝霞県土整備事務所に置く。

(その他)

第6 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って会長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年9月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。